

特別養護老人ホーム一宮喜楽園 料金表

【ユニット型個室】 ※負担割合が1割でない方は第4段階で計算しています。

令和6年6月現在

要介護度	1日あたりの 単位数		介護職員処遇 改善加算Ⅱ	介護保険負担 限度額認定	食費 (1日)	居住費 (1日)	1割負担利用料金 (31日)	2割負担利用料金 (31日)	3割負担利用料金 (31日)
要介護1	768		1ヵ月の 総単位数 ×13.6%	第1段階	300円	820円	61,928円	161,398円	188,606円
				第2段階	390円	820円	64,718円		
				第3段階①	650円	1,310円	87,968円		
				第3段階②	1,360円	1,310円	109,978円		
				第4段階	1,445円	2,006円	134,189円		
要介護2	836			第1段階	300円	820円	64,323円	166,187円	195,790円
				第2段階	390円	820円	67,113円		
				第3段階①	650円	1,310円	90,363円		
				第3段階②	1,360円	1,310円	112,373円		
				第4段階	1,445円	2,006円	136,584円		
要介護3	910			第1段階	300円	820円	66,929円	171,399円	203,608円
				第2段階	390円	820円	69,719円		
				第3段階①	650円	1,310円	92,969円		
				第3段階②	1,360円	1,310円	114,979円		
				第4段階	1,445円	2,006円	139,190円		
要介護4	977			第1段階	300円	820円	69,288円	176,118円	210,686円
				第2段階	390円	820円	72,078円		
				第3段階①	650円	1,310円	95,328円		
				第3段階②	1,360円	1,310円	117,338円		
				第4段階	1,445円	2,006円	141,549円		
要介護5	1,043	第1段階	300円	820円	71,613円	180,766円	217,659円		
		第2段階	390円	820円	74,403円				
		第3段階①	650円	1,310円	97,653円				
		第3段階②	1,360円	1,310円	119,663円				
		第4段階	1,445円	2,006円	143,874円				

*「食費」は入居者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用、「居住費」とは施設に滞在し居室・設備等を利用することにかかる室料及び光熱費相当額です。

*入居の際は、介護保険負担限度額認定証の申請をお願い致します。又、すでに申請済みの方は、認定証の呈示をお願い致します。

*介護保険料の負担割合については、介護保険負担割合証をご確認ください。

*その他の料金及び各加算料金の内容については、裏面をご覧ください。上記利用料金には裏面の各種加算項目の適用欄に○が付いている加算が含まれています。

特別養護老人ホーム一宮喜楽園 料金表

○その他の料金等について

内 容	金 額
①日用品（歯ブラシ・歯磨き粉・ポリデント・ティッシュペーパー等）	実費
②理美容費	実費
③医療費、薬費	実費
④7泊を超える長期入院、外泊時は別途居住費が発生します。	実費
⑤預り金管理料	2,000円/月
⑥私物電気代	1台につき50円/日（上限額は2台合計100円まで）

○各種加算項目

加算項目	内容等	加算料金	適用
看護体制加算Ⅰ	常勤の看護師を1名以上配置	4円/日	○
看護体制加算Ⅱ	最低基準を1人以上、上回った看護職員を配置し、かつ看護職員と24時間の連絡体制を確保している	8円/日	○
科学的介護推進体制加算Ⅱ	入所者の心身の状況等に係る基本的な情報及び疾病の情報を厚生労働省に提出している場合に算定	50円/月	○
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	褥瘡発生防止のため定期的に評価し厚生労働省に提出、計画的に褥瘡管理を実施した場合（3ヵ月に1回）	3円/月	○
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	褥瘡マネジメント加算Ⅰの要件を満たし、褥瘡が発生するリスクがある入所者について褥瘡の発生のないこと	13円/月	※
口腔衛生管理加算Ⅰ	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対して口腔ケアを実施することを評価する	90円/月	○
初期加算	入居日から30日以内の期間 1ヶ月以上入院ののち、退院後30日	30円/日	※
外泊時費用（月6日を限度）	外泊、入院した期間	246円/日	※
介護職員処遇改善加算Ⅱ	総単位数に対して13.6%		○

* 上記各種加算料金は1割負担の場合となっています。

* 上記各種加算項目表の適用欄に記載してある※については、対象者のみ加算されます。